

「佐世保市余裕期間制度を活用した工事試行要領」Q&A

第2条（目的）関連

Q 1 余裕期間制度とは

A 1 実工期前に、建設資材の調達や労働力確保のための「余裕期間」を設定することにより、受注者の技術者及び施工体制の計画的な確保を促進し、もって人材・資機材の効率的活用や担い手の処遇改善に資すること、並びに施工時期の平準化を目的としている制度です。

第3条（定義）関連

Q 2 発注者指定方式とは。

A 2 出水期などにより工事期間や工事の始期が限定される施工条件のもとで、円滑な工事施工体制を確保し、発注業務の計画的な履行と平準化を図るため、全体工期内で発注者が余裕期間と実工期を指定する方式です。資料1を参照してください。

Q 3 フレックス方式とは。

A 3 全体工期内で受注者が任意に工事の始期と終期を決めることでができる方式です。資料1を参照してください。

Q 4 工事着手とはどういう状態（作業の開始）をいうのか。

A 4 長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版）の用語の定義にある「工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手すること。」を指します。

第4条（余裕期間）関連

Q 5 フレックス方式の受注者は、余裕期間はどのように設定できるのか。

A 5 入札公告、指名通知書及び特記仕様書で発注者が示している余裕期間にかかわらず、入札公告等で示されている実工期の30%かつ60日以内であれば自由に設定できます。資料1を参照してください。

Q 6 受注者が余裕期間は不要と判断した場合、余裕期間を工期内に取り込み、工期を長く取ることとは可能か。

A 6 可能です。資料1を参照してください。

Q 7 余裕期間内で可能な行為はどのようなものか。

現場に搬入しない資機材の準備、労働者の手配、下請負人との契約、施工図の作成、構造チェック、数量計算などの準備行為は可能です。現場代理人および監理技術者等の配置を要しない期間であるため、工事の着手とみなされる行為は認められません。

（認められない行為の例）

A 7

- ・工場製作（元請として技術的な管理を必要としない、機器単体費のようなメーカー等で製作する場合を除く。）
- ・測量（元請け下請けを問わない。工場製作を行うための事前測量も不可
- ・資機材や重機の現場への搬入
- ・仮設物の設置等の準備工事（工事看板、予告看板等の設置を含む）

Q 8 余裕期間内に下請契約を締結することはできるか。

A 8 余裕期間内に下請契約を締結することは可能です。工事の始期日になりましたら速やかに施工体制台帳の写しを提出してください。

Q 9 監理技術者等や現場代理人はいつまでに決定（配置）する必要があるのか。

A 9 工事の始期日までに決定し、「現場代理人等決定通知書」を提出してください。「着工届」及び「工程表」、「法定外建労災加入証明書等、建退共収納書」と併せて提出してください。（Q19, 20参照）

第5条（対象工事） 関連

Q 10 「その他余裕期間を設定することが好ましくないと判断される工事」とは、どのような工事のことか。

- A 10
- ・単価契約工事
 - ・受注者決定後ただちに関係機関と協議を行う必要がある工事
 - ・受注者決定後ただちに地元説明会を開催する必要がある工事
 - ・地元からの要望工事を受注者決定後ただちに工事に着手する必要がある工事

第6条（制度の適用） 関連

Q 11 応札しようとした工事に余裕期間が含まれているか（試行工事の対象となっているか）はどうすればわかるか。

- A 11 試行工事は、入札公告、指名通知書及び特記仕様書に対象であることが記載されています。また、特記仕様書にも記載がありますのであわせて確認してください。

第7条（実工期） 関連

Q 12 フレックス方式では、工期の設定（工事の始期と工事の終期）はどのように設定できるのか。

- A 12
- ①余裕期間を利用する場合：設定した余裕期間の翌日が工事の始期になります。工事の終期（工事完成期限日）は公告等で示されている全体工期の範囲内であれば受注者が任意に設定できます。資料1を参照してください。
 - ②余裕期間を利用しない場合：契約締結日が工事の始期になります。工事の終期（工事完成期限日）は公告等で示されている全体工期の範囲内であれば受注者が任意に設定できます。資料1を参照してください。

Q 13 フレックス方式の場合、発注者が公告等で設定している余裕期間を延長することはできるのか。

- A 13 発注者が設定している実工期の30%かつ60日以内であれば任意に設定することができます。ただし、余裕期間と実工期の合計が発注者が設定している全体工期を超えないように調整してください。資料1を参照してください。

Q 14 フレックス方式の場合は、工事の始期および工事の終期はいつまでに決定する必要があるのか。

- A 14 契約書の提出日時に「工期通知書（様式1）」を契約担当課に提出してください。なお余裕期間を設定しない場合でも提出してください。資料2を参照してください。

第8条（実工期の変更）関連

Q 15 工事の始期と工事の終期の変更は認められるのか。

A 15 ①余裕工期内に施工体制等（配置予定技術者の配置など）の確保が図られ、工事着手可能となった場合に限り、受注者は、発注者と協議し始期及び終期を変更することができます。
②週休2日試行工事に限り、受注者が実工期を算出し、日数が不足する場合は、施工計画書の提出前までに発注者と協議し、終期を変更することができます。

第9条（工事实績情報システムの登録）関連

Q 16 工事实績情報システム（CORINS）の登録はどのように行うのか。

A 16 受注時の工事实績情報システム（CORINS）への登録については、工事の始期後10日以内（休日を除く）に登録してください。登録の際には「契約工期」の「開始年月日」は契約日を、「実工期」の「開始年月日」は実工事期間の始期を記載してください。

第10条（前払金の取扱い）関連

Q 17 前払金の請求はいつから出来るのか。

A 17 工事の始期日以降に請求できます。

第11条（その他）関連

Q 18 契約保証の保証期間はどのようにするのか。

A 18 余裕期間と実工期を合わせた全体工期で設定してください。

(その他)

Q 19 建設労災補償共済制度加入証明書（または法外建労災加入書面の写し）及び建設業退職金掛金収納書はどの時期に提出すればよいか。

A 19 工事の始期日までに契約担当課へ提出してください。「現場代理人等決定通知書」、「着工届」及び「工程表」と併せて提出してください。（Q9、20参照）

Q 20 「着工届」及び「工程表」はどの時期に提出すればよいか。

A 20 工事の始期日までに契約担当課へ提出してください。併せて「現場代理人等決定通知書」を提出してください。（Q9、19参照）

Q 21 工事の工程表に余裕期間を記載する必要はあるか。

A 21 契約担当課へ提出する「工程表」及び施工計画書の工程表は実工期の期間で作成してください。

Q 22 施工計画書などの工事関係書類はどの時期に提出すればよいか。

A 23 工事関係書類は工事の始期日以降に提出してください。

Q 24 決定した工事の終期を延長することは可能か。

A 24 通常の工事と同様に、受注者の責によらない事由による工期延長（工事の終期の延期）については、発注者との協議により認められれば延長することができます。

Q 25 当初設定した工事の終期よりも早く工事が完了した場合に、工事の終期を変更することは可能か。

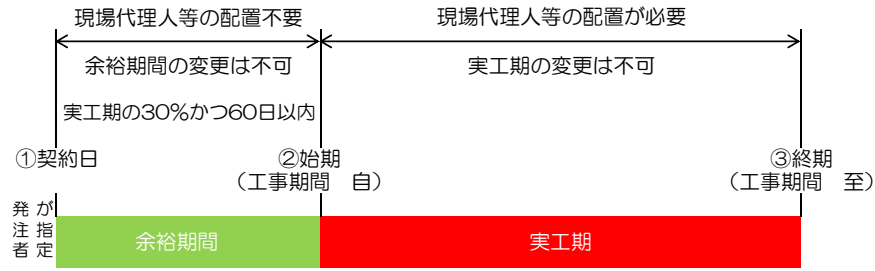
A 25 可能です。通常の工事と同様に、工事の終期前にしゅん工届を提出し工事を完了することができます。

余裕期間制度のイメージ

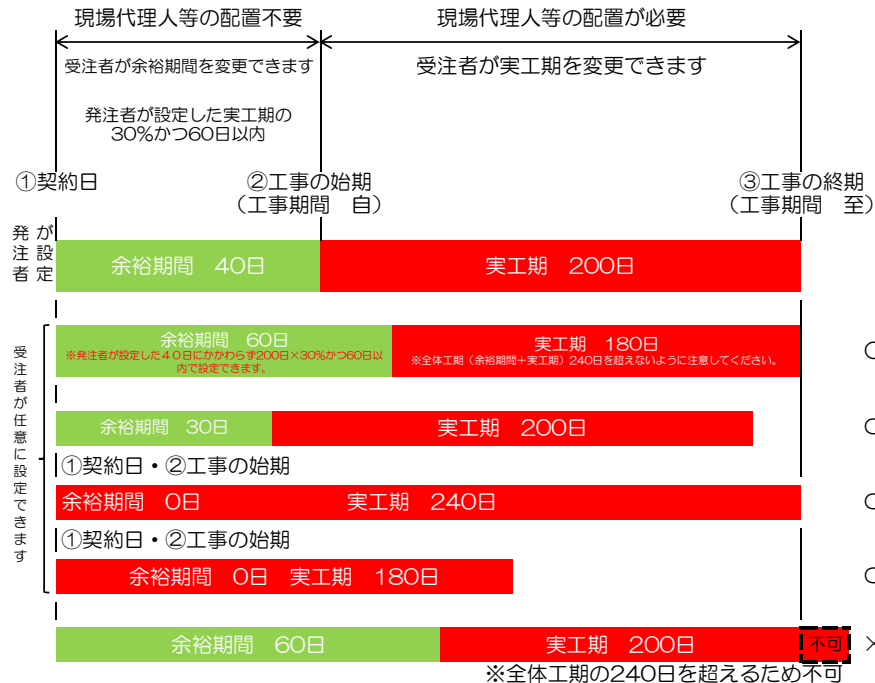
資料1

契約書の記入例

発注者指定方式



フレックス方式



工 事 請 負 契 約 書

- 工事番号 第 号
- 工事名 _____
- 工事場所 _____
- 工事期間 自 _____年 月 日 ②始期
至 _____年 月 日 ③終期
- 工事を施工しない日 _____特記仕様書に記載のとおり
工事を施工しない時間帯 _____特記仕様書に記載のとおり
- 請負代金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	也
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____円)
- 契約保証金 _____
- 解体工事に要する費用等
建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)解体工事に要する費用、(2)再資源化等に要する費用、(3)分別解体等の方法、(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ別紙に記載する。
注：6の請負代金額には、(1)及び(2)に定める費用を含む。
- 住宅建設瑕疵担保責任保険
特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第2条第5項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1)保険法人の名称、(2)保険金額、(3)保険期間についてそれぞれ記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

_____年 月 日 ①契約日

発注者 住 所 佐世保市八幡町1番10号
氏 名 佐世保市長

受注者 住 所 _____
氏 名 _____

印

工期通知書（様式1）の記入例

資料2

（様式一1）

工 期 通 知 書

年 月 日

佐世保市長 様

又は佐世保市水道事業及び下水道事業管理者 様

住所

商号又は名称

氏名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工事番号：

工事名：

① 契約年月日： 年 月 日

② 工事の始期： 年 月 日

③ 工事の終期： 年 月 日

余裕期間を設定しない場合は①「契約年月日」と②「工事の始期」は同日になります。

工 期：工事の始期から工事の終期まで 日間

②「工事の始期」から③「工事の終期」までの日数を記入してください。